

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月1日
【会社名】	株式会社ソフトクリエイイトホールディングス
【英訳名】	SOFTCREATE HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 林 宗治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
【電話番号】	(03)3486-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務管理部長 佐藤 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
【電話番号】	(03)3486-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務管理部長 佐藤 淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 316,100,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	218,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成25年5月1日（水）開催の取締役会決議によります。

- 2．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3．振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	218,000株	316,100,000	
一般募集			
計（総発行株式）	218,000株	316,100,000	

（注）1．第三者割当の方法によります。

- 2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,450		100株	平成25年5月17日		平成25年5月17日

（注）1．第三者割当の方法によります。

- 2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものいたします。
- 4．上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ソフトクリエイティブホールディングス 総務管理部	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷宇田川町20-2

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
316,100,000	1,000,000	315,100,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用等であります。

## (2)【手取金の使途】

上記、差引手取概算額315,100,000円の資金使途は以下のとおりであります。なお、支出時期までの資金管理につきましては銀行預金等安定的な方法で管理を行う予定であります。

資金使途	金額(円)	支出予定時期
1. 製品の開発費用	192,100,000	平成25年5月～平成26年3月
2. 人材採用費用	60,000,000	平成25年5月～平成26年3月
3. 展示会出展費用	42,000,000	平成25年5月～平成26年3月
4. 九州エリア開拓費用	12,000,000	平成25年5月～平成26年3月
5. 開発系人材派遣費用	9,000,000	平成25年5月～平成26年3月

当社は、平成25年5月1日の当社取締役会において第三者割当の方法で、日本ユニシス株式会社を割当予定先として自己株式の処分を決議し、株式引受契約及び当社、株式会社ecbeing、日本ユニシス株式会社の3社で業務提携契約を締結いたします。

1. 当社子会社である株式会社ecbeingの主力製品ECサイト構築パッケージ「ecbeing」(注1)の競合他社との差別化を図るため、製品開発投資の費用に充当いたします。これにより製品開発を日本ユニシス株式会社の協力を得て実施することにより、開発期間を大幅に短縮できる見込みであります。
2. 業務提携を機に「ecbeing」の開発案件の増加が予想されるため、増加する案件に対応した開発技術者の採用を実施する費用に充当いたします。これにより開発生産体制の強化を図ることができます。
3. 新規顧客の獲得のため、展示会やセミナーに出展する費用に充当いたします。これにより、両社の強みである「ECサイト構築」「Webプロモーション」(注2)「通販系基幹システムの開発」の連携を含めた総合的なソリューションを提案することにより、知名度向上及び新規顧客獲得の効果が期待できます。

- 4.九州エリアは、通販売上高TOP100に入る化粧品や健康食品の大型サイトがひしめく通販激戦区として注目されており、株式会社ecbeingは九州エリアの拠点とする九州営業所と日本ユニシス株式会社と共同で営業活動を実施し、その活動費用に充当いたします。これにより、両社が培ってきたノウハウ「ECサイト構築」「Webプロモーション」「通販基幹システム開発」を組み合わせた多様なソリューションの提案を基軸とした営業活動が可能となり、九州エリアでの新規顧客の獲得に繋がります。
5. ECサイト構築パッケージ「ecbeing」の開発体制の強化のため、日本ユニシス株式会社より高いシステム開発技術を有する人材の派遣を予定し、その人材費用に充当いたします。これにより「ecbeing」開発の業務効率化が実現でき、原価コスト削減が期待できます。
- (注1) インターネット上で、商品を販売するためのWebサイトを作成するソフトウェアであります。
- (注2) ホームページ等のデザインや、インターネットを利用した顧客への広告により、商品の紹介・告知等を行う販売促進の手法であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	日本ユニシス株式会社
本店の所在地	東京都江東区豊洲一丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成24年6月29日 第68期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 四半期報告書 平成24年8月13日 第69期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 四半期報告書 平成24年11月13日 第69期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日) 四半期報告書 平成25年2月13日 第69期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

割当予定先は東京証券取引所に上場しております。  
上記は平成25年3月31日現在です。

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社社外監査役原田陽一は、当該会社の顧問であります。また、株式会社ecbeingへ当該会社より出向者1名を受入れております。
技術又は取引関係	株式会社ecbeingと当該会社との間には、営業上の取引関係があります。

上記は平成25年3月31日現在です。

## c. 割当予定先の選定理由

当社の100%子会社である株式会社ecbeingは、E Cサイト構築パッケージ「ecbeing」の提供から、データセンターでのE Cサイト監視・運用サービスまでのワンストップサービスを展開し、業種・業界問わず700社を超える中堅・大手企業に導入され、E Cサイト構築市場における国内市場シェアNo. 1(注1)と高い評価を得ております。また、急速に拡大するE C市場を背景として、ネット通販やマーケティングだけでなく、基幹システム及び物流システムとの連携等の需要が拡大しております。その変化に迅速に対応するため、S I(注2)リソースや開発ノウハウの強化を重要な課題として、事業基盤の強化について検討を進めて参りました。

一方、日本ユニシスグループは、幅広い業種へのI C T(注3)基盤構築技術やソリューション開発・保守・運用ノウハウをベースとして、小売業や通販業、更にはE C事業を行う流通企業向けに、フルフィルメントや物流管理等の基幹系のシステムを30年以上提供し続けており、各社の事業拡大を支えるシステム基盤として利用いただいております。近年では、流通次世代基盤の「CoreCenter®」シリーズ(注4)のほか、フルフィルメントソリューションの「DM/FF3」(注5)、C R Mソリューションの「ListDiag®」(注6)や「PromoConcier®」(注7)等、通販事業を総合的にサポートする多種多様なソリューションを提供することで、好評をいただいております。

3社を取り巻く環境は、通信技術の発展やライフスタイルの変化等を背景として、長期的にE C市場や周辺市場の拡大が見込まれており、今後もE Cサイト構築や基幹系システムだけに留まらず、顧客管理、物流・決済システム等の連携を含めた一気通貫型の総合ソリューションに対する需要が高まるものと予想されます。

このような環境認識のもと、3社は、当社及び株式会社ecbeingの有するWe bプロモーションや、E Cフロント系システムの運用ノウハウと、日本ユニシス株式会社の有する通販基幹系業務をはじめとするシステム構築ノウハウや各種通販業界向けソリューション等の連携を強固にし、一気通貫型にてE C市場における革新的サービスを市場に展開することを目的として、割当予定先に選定いたしました。

(注1) 富士キメラ総研「ソフトウェア新市場2011年版」より。

(注2) システムインテグレーターの略称。顧客の業務内容を分析し、業務内容に合わせた情報システムの企画、構築、運用などの業務を一括して請負う事業者であります。

(注3) 情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称であります。

(注4) 「CoreCenter®」は、日本ユニシス株式会社の登録商標であります。

流通業の基本的な業務に必要な機能を凝縮した次世代統一A P基盤である「CoreCenter®」Base上に、「小売」、「アパレル」、「DM」、「食品物流」のコンポーネント化した業種ごとのシステムを組み合わせることで、短期・ローコスト導入、品質向上を実現し、顧客のビジネススピードの加速を支援するソリューションであります。

(注5) 「DM/FF3」はW E Bサービス型のフルフィルメントシステム(注文~出荷・代金回収に至る業務を網羅したシステム)で、受注・物流・債権・商品等の各管理モジュールを提供することで、情報の統合化と柔軟なシステム構造構築を可能とし、複雑化するビジネス環境のなかで一層の顧客対応の充実と業務の効率化を実現するソリューションであります。

(注6) 「ListDiag®」は、日本ユニシス株式会社の登録商標であります。

顧客の動向を分析、可視化することで、マーケティングの現状を正しく認識し、課題に対するタイムリーな対策を支援するソリューションであります。

(注7) 「PromoConcier®」は、日本ユニシス株式会社の登録商標であります。

DM、メルマガ、アウトバウンド等を使ったキャンペーン業務のP D C Aサイクルを誰もが管理・分析することを容易にするとともに、キャンペーン効果を最大化することで、顧客接点の拡大と顧客密着度の強化を支援するソリューションです。

## d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式218,000株

## e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

また、当社は割当予定先との間で、本自己株式処分による割当を受けた日(平成25年5月17日)から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供せられることに割当予定先が同意する旨の確約書を締結する予定であります。

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の直近の第69期第3四半期報告書(平成25年2月13日提出)における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

## g. 割当予定先の実態

割当予定先である日本ユニシス株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、株式会社ecbeingと割当予定先との従来からの取引関係から当社が与信審査及び反社会的勢力調査(注)の実施により認識している情報においても、割当予定先の社会的信用力は十分であると考えております。また、同社が、暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わないことはもとより、市民に脅威を与える反社会的勢力・団体とは断固として対決する旨を、同社が株式会社東京証券取引所に提出した平成24年6月29日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書、並びに同社Webページに掲載された同社グループ企業行動憲章において確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主等が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

(注) 当社は全ての取引先を対象に、YAHOO! JAPANファイナンス、日経テレコン等のインターネットサイトの企業情報を確認し、与信審査及び反社会的勢力との関係の有無について調査を実施しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分が本提携の一環として行われることに鑑み、最近の株価推移、本提携の株主価値に対する影響、提携先である日本ユニシス株式会社の意向その他の多様な要因を総合的に考慮したうえで、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前6か月間(平成24年11月1日から平成25年4月30日まで)の終値の平均値を判断の基礎としつつ、両社の間で協議を重ねた結果、日本ユニシス株式会社との間において1,450円とすることで合意しました。

係る算定の基礎については、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したものです。また、当社と日本ユニシス株式会社とは、平成24年末から両社の関係強化について検討を開始し、年初において一旦は仕切り直しとなったものの、現在に至るまで提携の可否及び条件について検討を重ねてきましたが、係る交渉の期間、経緯等を背景としたうえで、かつ、日本ユニシス株式会社との業務・資本提携が当社グループの業績向上に繋がることが期待されること等を勘案し、6か月の平均値を処分価額の基礎とすることについて合意に至ったものであります。

当該処分価額は、株式会社東京証券取引所における本取締役会決議日の直前営業日(平成25年4月30日)の終値である1,738円に対しては、16.6%のディスカウント、同直前1か月間(平成25年4月1日から平成25年4月30日まで)の終値の平均値である1,645円(円未満切捨て)に対しては、11.9%のディスカウント、同直前3か月間(平成25年2月1日から平成25年4月30日まで)の終値の平均値である1,593円(円未満切捨て)に対しては、9.0%のディスカウント、同直前6か月間(平成24年11月1日から平成25年4月30日まで)の終値の平均値である1,450円(円未満切捨て)に対しては、0.0%のディスカウントになります。係る処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠して算定したものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

日本ユニシス株式会社は、幅広い業種へのICT基盤構築技術やソリューション開発・保守・運用ノウハウをベースとして、小売業や通販業、更にはEC事業を行う流通企業向けに、フルフィルメントや物流管理等の基幹系のシステムを30年

以上提供し続けており、各社の事業拡大を支えるシステム基盤として利用いただいております。本提携は、係る日本ユニシス株式会社との間において、各々が保有するノウハウや強みを活かし、EC事業分野での競争優位性の確立と事業の拡大を目指して販売協力・技術協力・人材交流等を行うことにより、互いを戦略的パートナーとして位置付けることにより、相互に業績の向上、事業の拡大を図るものであり、その一環として資本提携は、係る提携関係の基礎として、極めて重要な役割を担うものであります。

これらの本提携の効果を折り込み考慮する場合、長期的な株主価値の向上という観点において、本自己株処分による資本提携は、一定のディスカウントが認められ得る当該処分価額を前提としても、なお、十二分に株主の皆様の利益に資するものであり、妥当な条件であると考えております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した取締役6名全員(うち社外取締役2名)、監査役3名全員(うち社外監査役2名)より、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を勘案し、日本証券業協会の指針に準拠したものであることから、異議は出されておられません。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
林 宗治	東京都渋谷区	538,438	12.60%	538,438	11.99%
林 勝	東京都渋谷区	471,120	11.02%	471,120	10.49%
林 雅也	東京都渋谷区	432,655	10.12%	432,655	9.63%
有限会社ティーオーシ テム	東京都渋谷区神宮前 3-15-24	219,290	5.13%	219,290	4.88%
日本ユニシス株式会社	東京都江東区豊洲1-1-1			218,000	4.85%
株式会社オービックビジ ネスコンサルタント	東京都新宿区西新宿6-8-1	215,300	5.04%	215,300	4.79%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人株式会社三 菱東京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内 2-7-1)	110,500	2.59%	110,500	2.46%
ソフトクリエイトホール ディングス従業員持株会	東京都渋谷区渋谷2-15-1	75,510	1.77%	75,510	1.68%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人株式会社み ずほコーポレート銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S. A (東京都中央区月島 4-16-3)	50,000	1.17%	50,000	1.11%
林 恒雄	神奈川県横浜市港北区	41,250	0.96%	41,250	0.92%
計		2,154,063	50.41%	2,372,063	52.82%

(注) 1. 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数218,000株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3. 当社保有の自己株式283,764株(平成25年3月31日現在)は、割当後65,764株となります。

4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）及び四半期報告書（第46期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、有価証券報告書提出日以降、平成25年5月1日までに次のとおり増加しております。

平成24年6月22日現在の資本金 （千円）	増加額（千円）	平成25年5月1日現在の資本金 （千円）
844,624	4,083	848,707

（注）増加額は新株予約権の行使によるものであります。

### 3 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成24年6月27日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成24年6月22日開催の当社第45期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### （1）当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月22日

##### （2）当該決議事項の内容

###### 第1号議案 新設分割計画承認の件

平成24年10月1日（予定）をもって、当社グループは純粋持株会社体制に移行することとし、当社を分割会社として、ECソリューション事業を新設分割設立会社である株式会社ecbingに承継させるとともに、システムインテグレーション事業及び物品販売事業を新設分割設立会社である株式会社ソフトクリエイトに承継させる会社分割を行う。

###### 第2号議案 定款一部変更の件

新設分割による純粋持株会社体制への移行に伴い、第1条（商号）、第2条（目的）の変更を行うとともに、効力発生日及び経過措置を定めるために附則を設ける。また、当社の経営の効率化を目的として、第22条（代表取締役等）第3項の役付取締役の定めを削除する。

## 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、林勝、林宗治、林雅也、中桐雅宏、阿部新生、畠中健二の6氏を選任する。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、原田陽一氏を選任する。

## 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役大石靖氏及び辻尾伸賢氏に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任することを承認する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合%)
第1号議案	28,766	98	0	(注)1	(注)4 可決(96.67)
第2号議案	28,759	105	0	(注)1	(注)4 可決(96.65)
第3号議案				(注)2	(注)4
林 勝	28,784	80	0		可決(96.73)
林 宗治	28,802	62	0		可決(96.79)
林 雅也	28,803	61	0		可決(96.80)
中桐 雅宏	28,808	56	0		可決(96.81)
阿部 新生	28,781	83	0		可決(96.72)
畠中 健二	28,788	76	0		可決(96.75)
第4号議案				(注)2	(注)4
原田 陽一	28,771	93	0		可決(96.69)
第5号議案	26,724	561	1,579	(注)3	(注)4 可決(89.81)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- 第1号議案及び第2号議案は、いずれも議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 第3号議案及び第4号議案は、いずれも議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

当該株主総会に出席した株主の議決権の数（当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成24年11月30日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

平成24年11月30日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年11月30日

## (2) 当該決議事項の内容

議案 ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合％）
議案	24,306	2,673	0	（注）1	（注）2 可決（90.09）

（注）1．決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

## 2．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

当該株主総会に出席した株主の議決権の数（当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

#### 4 最近の業績の概要

第46期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の業績の概要

第46期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の業績は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	売上高	営業利益
第46期連結会計年度	9,500	1,176

上記の数値は第46期連結会計年度の業績予想であります。第46期連結会計年度の決算発表は平成25年5月9日であります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第46期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月5日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2月 5日

株式会社ソフトクリエイトホールディングス  
取締役会 御 中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 田 純 孝指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトクリエイトホールディングス（旧会社名 株式会社ソフトクリエイト）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトクリエイトホールディングス（旧会社名 株式会社ソフトクリエイト）及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期 報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6 月22日

株式会社ソフトクリエイト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂田 純孝  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 原口 清治  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトクリエイトの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトクリエイト及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、平成24年10月1日をもって純粋持株会社体制に移行するため、会社分割により100%子会社を設立し、会社の営む一切の事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く。）を承継させることを決議し、平成24年6月22日開催の定時株主総会にて承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトクリエイイトの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ソフトクリエイイトが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社ソフトクリエイト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂田 純孝  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原口 清治  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトクリエイトの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトクリエイトの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、平成24年10月1日をもって純粋持株会社体制に移行するため、会社分割により100%子会社を設立し、会社の営む一切の事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く。）を承継させることを決議し、平成24年6月22日開催の定時株主総会にて承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。